◇**政治分野における男女共同参画の推進に関する法律**（法律第二八号）（内閣府本府）

1　目的

この法律は、政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成一一年法律第七八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　基本原則

㈠　政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われることとした。（第二条第一項関係）

㈡　政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならないこととした。（第二条第二項関係）

㈢　政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならないこととした。（第二条第三項関係）

3　国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、2に定める基本原則にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めることとした。（第三条関係）

4　政党その他の政治団体の努力

政党その他の政治団体は、2に定める基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることとした。（第四条関係）

5　実態の調査及び情報の収集等

㈠　国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（㈡及び9において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとすることとした。（第五条第一項関係）

㈡　地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めることとした。（第五条第二項関係）

6　啓発活動

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めることとした。（第六条関係）

7　環境整備

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めることとした。（第七条関係）

8　人材の育成等

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めることとした。（第八条関係）

9　法制上の措置等

国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずることとした。（第九条関係）

10　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一六七号）（総務省）

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二八年法律第九四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三〇年六月一日とした。

◇**公職選挙法施行令の一部を改正する政令**（政令第一六八号）（総務省）

1　在外選挙人名簿への登録の移転の申請の手続に関する事項

㈠　在外選挙人名簿への登録の移転の申請は、当該申請をする者（以下「在外選挙人名簿登録移転申請者」という。）が、市町村の選挙管理委員会に対して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、申請書（以下「在外選挙人名簿登録移転申請書」という。）を提出し、かつ、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の旅券又は当該在外選挙人名簿登録移転申請者の資格若しくは地位を証明する書類（当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。）を提示して、しなければならないものとした。（第二三条の三の二第一項関係）

㈡　在外選挙人名簿登録移転申請者は、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が在外選挙人名簿登録移転申請書を市町村の選挙管理委員会に提出した時の属する日以後在外選挙人証の交付を受けた日若しくは在外選挙人名簿への登録の移転をしなかった場合の通知を受けた日又は当該在外選挙人名簿登録移転申請者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至った日のいずれか早い日までの間に、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、文書でその旨を在外選挙人名簿登録移転申請書を提出した市町村の選挙管理委員会に届け出なければならないものとした。（第二三条の三の二第二項関係）

(1)　在外選挙人名簿登録移転申請書に転出先として記載された国外における住所と異なる国外における住所を定めた場合

(2)　氏名その他総務省令で定める事項に変更が生じた場合

㈢　(1)及び(2)に掲げる場合に該当する旨の届出は、それぞれに掲げる場合に該当する事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならないものとした。ただし、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が他の法令の規定により市町村長又は領事官に住所、氏名その他総務省令で定める事項に関する届出をしている場合であって総務省令で定めるときは、この限りでないものとした。（第二三条の三の二第三項関係）

2　市町村の選挙管理委員会による在外選挙人名簿の被登録移転資格の調査等及び外務大臣による国外における住所に関する意見等に関する事項

㈠　市町村の選挙管理委員会は、必要に応じ、在外選挙人名簿登録移転申請者に係る在外選挙人名簿の被登録移転資格につき調査しなければならないものとした。（第二三条の四第三項関係）

㈡　在外選挙人名簿登録移転申請者は、在外選挙人名簿への登録の移転の申請に関し、市町村の選挙管理委員会から求められたときは、在外選挙人名簿の被登録移転資格を有することを証するために必要な文書を提出し、又は必要な説明をしなければならないものとした。（第二三条の四第四項関係）

㈢　市町村の選挙管理委員会が外務大臣に対して行う在外選挙人名簿登録移転申請者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。㈣において同じ。）の国外における住所に関する意見の求めは、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該在外選挙人名簿登録移転申請者の氏名その他総務省令で定める事項を外務大臣に通知して行うものとした。（第二三条の五の二第一項関係）